



宮社協発第915号
平成30年9月18日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
会長 鈴木隆



平成30年度福祉施策等の要望について（提出）

本会の事業運営につきましては、日頃格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の地域福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化により家族間の支え合いや地域でのつながりが弱まり、社会的孤立や貧困・生活困窮、虐待など、深刻な生活課題が地域に広がり、さらに福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の社会保障や福祉政策による対応のみでは解決することが難しく、制度と制度の狭間において、支援を必要とする人に十分な支援が届かないという状況となっています。

このような状況を踏まえ、政府は「地域共生社会」の実現に向けて、「地域課題の解決力の強化」や「地域丸ごとのつながり強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を改革の骨格と掲げ、取組を展開しているところですが、将来にわたって着実に取組を進めるための安定的な財源の確保と、住民が主体となり地域課題を解決するための包括的な支援体制構築へ向けた仕組みづくりが求められています。

また、今年度は介護報酬の改定が実施され、介護保険分野で0.54%、障害福祉分野では0.47%の増加となりましたが、介護職員の処遇を大幅に改善するには至らない状態であり、介護離職や介護ニーズの増大、介護利用者の増加による労働環境の悪化など様々な要因を背景として、恒常的な福祉人材の不足の解消にはほど遠い状況です。

さらに、近年は地震や集中豪雨等による大規模災害が頻発し、それに伴い全国の社会福祉協議会（以下「社協」という。）ではネットワーク機能を最大限に活用し被災者・被災地域の支援のため、職員等を現地に派遣し支援活動を実践しているところですが、職員派遣等に関連する費用については災害救助法等による支弁が見込まれず、派遣元の社協による独自財源で賄っている現状があり、円滑な支援活動に支障を来しています。

このような状況を踏まえ、下記のとおり要望しますのでよろしくお願いいたします。

記

1 地域共生社会の実現に向けた社協への支援について

「地域共生社会」を実現するためには、地域住民そして市町村社協をはじめとする関係機関が連携し、包括的な支援体制の構築に向け、積極的に行動して行くことが必要です。

なかでも、市町村における地域福祉推進の中核機関である市町村社協は大きな役割を果たして行くことが期待されていますが、現状ではその役割を果たすに十分な組織体制や財務基盤とはなっていません。

つきましては、市町村が市町村社協に対し、既存の補助事業等制度の有効活用等により支援策を講ずるなど、具体的な助言・指導をお願いします。

また、市町村における包括的支援体制の整備が着実に推進されるよう県としても体制の充実を図り、安定的な財源確保に向けた国への要望も含め、県が主体となって積極的に支援策を講じるようお願いいたします。

2 市町村地域福祉計画の策定促進等について

改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、計画策定が努力義務化されましたが、県内の市町村地域福祉計画の策定状況は、全国平均 74.0%に対して 54.2%（平成 30 年 7 月現在）となっており、全国平均を大きく下回っている状況であり、市町村毎の取組が具体化されていない状況です。

地域共生社会を見据えた地域福祉活動を進めるためには、行政と市町村社協のパートナーシップが重要であることから、市町村地域福祉計画の策定に当たっては市町村社協の地域福祉活動計画と一体的な取組が行われるよう助言頂くとともに、市町村地域福祉計画の策定が促進されるよう指導、支援をお願いします。

3 福祉・介護人材の確保について

2025 年に向けた介護人材に係る需給推計によれば、本県における充足率の見込では 69%と公表されており、全国平均の 85.1%を大きく下回り、全国最下位となっています。

また、平成 29 年度の介護福祉士等の養成校の定員充足率は 45.7%となっており、慢性的な人材不足に拍車がかかっている現状です。

このことは 2025 年に向けての問題ではなく、現状の喫緊の課題となっており、人材不足はサービスの質の低下や事業の不安定化を招き、運営する法人等に対しても危機的な影響を及ぼしています。業種別に見た離職率においても、他の業種と比べて高い値となっていることから、人材確保のための定着支援や、離職防止に対する県として実効性のある必要な施策の実施及び国に対して強力に要望するようお願いします。

4 大規模災害時における社会福祉協議会活動(ボランティア活動支援)に対する財政支援について

近年、集中豪雨等による大規模災害が頻発し、それに伴い被災者への支援のため全国から多くのボランティアが駆け付け、被災者支援に従事することが一般的な取組となっています。

大規模災害発生時には、通常、被災地の市町村社協が災害ボランティアセンターを設置しボランティア活動の調整等行っていますが、災害が大規模になるに従い、ボランティアセンターの設置が長期に及び、その運営については当該社協だけで運営することが困難なことから、全国の都道府県社協、市町村社協からの支援に依るところが大きくなっています。

しかしながら、ボランティアセンター等の運営支援に従事する職員の派遣費用等については災害救助法による支弁がされないこととなっています。

また、明確な財政支援が存在しないため、関係団体等の独自財源により対応している状況となっており、財政基盤が脆弱な社協では派遣費用の捻出ができず、円滑な支援活動に支障を来しています。

このような状況を踏まえ、今後も発生するであろう大規模災害へ向け、被災者へのボランティア活動支援を円滑に実施するため必要となる各経費について、災害救助法等の災害関連法に基づく財政支援、又は制度創設による財政支援が行われるよう関係法令の整備について国に要望するようお願いします。

5 グループホームの整備促進について

(1) 精神障害者を対象としたグループホームの整備促進等について

障害者の方々が地域で生活するため、グループホームの建設整備が進められておりますが、知的障害者に比べて精神障害者のグループホーム整備は進んでいない状況です。

先に厚生労働省が公表した「第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の目標値の集計結果」において、平成 32 年年度末の見込みでは、グループホームで生活する知的障害者の人数が約 13.6 万人に対し、障害者支援施設に入所する人数は約 12.7 万人となり、地域のグループホームで生活する知的障害者が施設入所者数を上回る集計結果となっています。

しかしながら同集計結果によると、長期入院する精神障害者の人数は平成 26 年度末から平成 32 年度にかけて約 18.5 万人から約 15.9 万人と微減に留まっており、精神障害者の地域移行が進まない結果となっています。

精神障害者を対象としたグループホームの整備については、精神障害者への偏見、心の病気の理解不足から地域社会の理解が得られない状況が見受けられることから、市町村等を通じて地域社会への理解促進を図っていただくとともに、社会福祉法人等に対しグループホームの整備促進について働きかけを行うようお願いします。

(2) スプリンクラー設置に係る補助金の更なる拡充について

グループホームは親亡き後に在宅での生活が困難になった場合、当事者が地域で生活する住まいとして必要不可欠なものになりますが、ある程度の障害支援区分になると、消防法に基づきスプリンクラーの設置が義務化されます。

利用者の安全確保のため、スプリンクラーの設置は必要なものですが、現在のグループホームのほとんどは賃貸物件となっており、スプリンクラーの設置及び退去時の原状回復等に多額の自己資金による負担が発生することとなります。

現在、スプリンクラー設置に伴う補助金制度はあるものの、住居の立地環境等によっては大規模な工事等を要し設置費用が高額となったり、退去時における原状回復費用等は補助の対象外となっていることから、補助金額の増額や補助対象範囲の拡大等、制度の更なる拡充を要望します。

6 各種団体からの要望等

各種団体からは、別紙のとおり要望がありましたので、必要な施策と財政支援の実施をお願いします。

平成30年度要望提出団体一覧

	団体名・提案部署	要望・提案事項	提出先(国は県へ提出し上程を促すもの)	
			宮城県	国
1	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について	○	○
2	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業の体制整備に係わる予算の確保及び早期の事務補助金交付について	○	○
3	社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会	生活援助員[LSA]の今後について	○	○
4	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワークの視点をもった人材の育成と配置に向けた早期取り組みについて	○	○
5	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業に係る相談員並びに財源の確保について	○	○
6	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業における担当職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について	○	○
7	宮城県知的障害者福祉協会	食事提供体制加算について恒久的な制度として位置付け継続した実施について	○	○
8	宮城県知的障害者福祉協会	障害児施設における加齢児の移行先確保に向けた対応について	○	○
9	宮城県知的障害者福祉協会	障害者支援施設における重度・高齢化への対応について	○	○
10	宮城県知的障害者福祉協会	事務職員の配置とそれに伴う報酬上の評価について	○	○
11	宮城県知的障害者福祉協会	高齢重度者に伴う居住支援の一層の整備について	○	○
12	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	奨学金の返済金額に係わる所得税控除(所得控除又は税額控除)について	○	○
13	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	県の施設における自動販売機の設置について	○	
14	一般社団法人宮城県子ども会育成連合会	継続的な活動資金助成をお願いしたい	○	○
15	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	災害時要援護者避難支援プランについて	○	○
16	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	復興における都市整備、外出支援について	○	○
17	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	福祉有償運送制度における外出支援について	○	○
18	宮城県障がい者家族連合会	地域で安心して生活するための環境の整備について	○	○
19	社会福祉法人春園会	地域包括支援センターを、地域包括ケア推進の核となるよう県・市町村を指導してください	○	
20	一般社団法人宮城県聴覚障害者協会	聴覚障害者の情報保障の情報アクセス拡大を求めます	○	○
21	一般社団法人宮城県聴覚障害者協会	盲ろう介助通訳の制限廃止をお願いします。	○	○
22	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会への支援について	○	○
23	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	市町村地域福祉計画の策定促進等について	○	○
24	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	福祉・介護人材の確保について	○	○
25	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	大規模災害時における社会福祉協議会活動(ボランティア活動支援)に対する財政支援について	○	○
26	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	「介護施設等に入所中の者が入院した場合の保護施設事務費の取扱いについて」の運用見直しについて	○	○
27	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	保護施設事務費支弁額算定に関わる基準の見直しについて	○	○
28	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	県内福祉施設及び在宅事業所の喀たん吸引等制度について	○	○

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

「地域支えあいセンター事業」継続のための予算措置について

【現状】

本会では、仙台市との連携のもとで、東日本大震災による被災者を支援するために平成24年度から「地域支えあいセンター事業」を立ち上げ、被災者の生活環境等の変化に応じて関係機関や団体と連携しながら課題解決に向けた様々な支援活動を行っておりますが、被災者が地域住民の一員として定着していくためには継続した支援活動が求められており、地域における支えあいの体制づくり、特にコミュニティの活性化に向けた支援が急務となっています。

【課題】

市内の復興公営住宅への入居はすでに完了しておりますが、時間の経過により心身の健康状態の悪化や、家族構成の変化などにより、社会的孤立が懸念される高齢者世帯が増加するなど、新たな課題も顕在化していることから、訪問活動を継続し、支援が必要な世帯をより確実に行政や地域の見守り主体につなげていく必要があります。

一方、市内のみなし仮設住宅入居世帯については、他県・他市町村の一律延長世帯・特定延長世帯のみとなりますが、各世帯が新たな住まいに円滑に転居できるよう、訪問活動を通し個別ケースに応じた支援を継続していく必要があります。

また、復興公営住宅自治会等地域のコミュニティは徐々に形成されつつあるものの、自治会活動の担い手不足や活動が停滞するなど基盤が脆弱なところも多く、コミュニティの活性化に向けた活動が主体的・継続的に行えるよう、継続した支援も必要となっています。

【要望事項】

平成31年度は、個別支援の対象世帯数等は減少することが想定されますが、上記の現状・課題により、生活支援相談員等による孤立防止や生活再建のための活動の継続が求められることから、事業展開に必要な生活支援相談員の配置等のための財源確保を要望するものです。

【項目】

生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る予算の確保及び早期の事務費補助金交付について

【現状】

- 本会における生活福祉資金貸付事業の体制整備に係る予算は、県及び県社協を通じて全額補助で構成され、平成 29 年度も合計 8 名の貸付相談員を配置している（市本部 2 名、青葉区 2 名、他区各 1 名）。平成 30 年度についてもこれまでと同様の基準による対応が可能となっているが、平成 31 年度以降は、予算確保が不透明な状況となっている。
- 平成 27 年度以降、生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期が例年に比べて遅れたことで、民生委員児童委員の実費弁償費の執行が年度末間際となり、地区民児協の年度末会計処理の遅れにつながるなどの影響がでている。

【課題】

- 平成 27 年度と比較し、年々本事業の相談件数は減少しているが、平成 29 年度貸付件数は増加に転じている。このような状況の中で、平成 31 年度以降貸付相談員が配置されないこととなれば、貸付業務遂行等が事実上困難となる。
- 貸付相談員には、相談業務を通して、相談者が抱える様々な課題に気付き、生活困窮者自立相談支援機関との連携や他制度へのつなぎ役としての役割が今後増々重要となる。このような役割を担うには初期面接や制度に対する問合せ等の段階で様々な知識やスキルが求められ、契約職員という雇用形態では負担が大きく、短期間での離職にもつながっている。
- 生活福祉資金貸付事務費補助金の交付時期の遅れは、地区民児協の会計処理への影響に加え、民生委員児童委員との協力、信頼関係に支障が生じる可能性がある。

【要望事項】

○生活福祉資金相談体制整備事業補助金の増額

本会では、区事務所の総合相談機能を活かし、複合的な課題について包括的な支援に向けた体制づくりを進めている。貸付相談員の業務は、生活困窮者支援はもとより様々な課題を抱える方の支援への第一歩となることから、配置職員についてすべて嘱託職員とし、相談窓口の強化を図りたく、予算増額について、国や県に強く働きかけていただきたい。また、宮城総合支所保健福祉業務拡大として、平成 30 年度年央には生活保護に関する業務の開始も予定されており、今後、宮城支部管内の相談件数の増加が想定されることから、宮城支部事務所にも他区事務所と同様に貸付相談員が配置できるように予算を確保していただきたい。

社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

生活援助員[L S A]の今後について

住民により添い、地道な活動を続け信頼関係を築いてきた事業（被災者生活支援事業）について、今後は地域づくりのコーディネーター役であるコミュニティソーシャルワーカー（C S W）として活躍の場を広げていきたい。

しかし明確な後ろ盾（財源保障）がなく、現状のままでは平成 32 年度を経て終了事業となってしまうため要望するもの。

【現状】

東日本大震災から 7 年が経過し、住民は本来の生活を取り戻しつつある。一方で発災から被災者支援に関わった社会福祉協議会は、新たな気づきや課題が浮き彫りになってきている。

現在、生活援助員 14 名は応急仮設住宅の見守り活動を終え、60 戸以上の災害公営住宅 7 カ所（本部込み）に常駐し、近隣地域での自治会運営支援、見守りや相談支援に至るまで、地域づくりの事業全般を展開している。

住民本位の毎日であるために個々の力を出せるよう伴奏している状況である。

しかし、地域の高齢化や個別に問題を抱える住民も多く、その人らしく生活するためには多くの工夫が必要になり、寄り添った仕掛け作りが重要といえる。専門職だから出来る事ではなく、生活援助員（L S A）はこれまでの大きな経験がその専門性を高めているといっても過言ではない。

【課題】

防災集団移転地への自立再建者や災害公営住宅入居者、そして震災を免れた既存の住民をつなぐ大きなパイプ役となり、被災した同じ住民として分け隔てなく同じ方向を向きながら地域づくりが出来るよう、地域の底上げを担う必要がある。

7 年というこれまでの実績は非常に大きく、この活動こそ社会福祉協議会事業本来の姿であるといえる。

【要望事項】

今後は、介護保険事業と両輪となり在宅での生活支援に取り組むなど課題は山積であるが、本会の脆弱な単独財源で賄える基盤もなく、地域支援制度としてコミュニティソーシャルワーカー（C S W）の設置とその財源確保について強く要望したい。

住民との関係性を築いてきた本会の歴史と信頼関係は大きな財産となっており、未来へと続いていく。

社会福祉法人美里町社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

コミュニティソーシャルワークの視点をもった人材の育成と配置に向けた早期取り組みについて

【現状】

家族構成や社会の変化などにより複雑で多様な課題を抱える人々が増加している現状の中、分野をこえて解決に向けて必要な支援を結び付け、寄り添いながら切れ目のない支援を行うため、地域の多様なネットワークを構築し、様々な機関・企業・団体と連携協働して支援していくことをめざしています。

これまでのサービスや事業の対象などといった縦割り及び個別の支援のみでは、それをつなぐ役割や位置付けが不明瞭で、解決が困難状況にあり、各種協議の場において相談支援体制の検討が急務であり、地域を基盤とした相談援助を行い、行政や支援機関への橋渡し・コーディネートする専門職者がいないことが現状です。

【課題】

生活のしづらさを抱えた当事者本人の生活の場を舞台として、生活環境や地域との関係を結びながら、課題やニーズを発見し、受け止め、サービスの情報、人、場等の社会資源を繋ぎ、地域や他機関と協働して解決ができるよう、コミュニティソーシャルワーク視点をもった人材を配置すること、そして地域共生社会の実現に向けた中心的な機関としての役割を果たすことが社会福祉協議会に求められておりますが財政的な課題があり配置できない（配置しにくい）状況にあります。また、そこで従事する職員は地域福祉の専門職としてのスキルアップのための場づくりや機会が少ないこと、自治体職員等への周知が不足していることも課題となっております。

【要望事項】

宮城県地域福祉支援計画（第3期）及び、宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画により、地域福祉活動を推進する社協などへのコミュニティソーシャルワークの視点をもった人材配置のため、その位置付けや役割などについては早急に検討し、予算配分も見据えて配置に向けた積極的、かつ具体的な支援を要望します。

また人材の育成については既存の研修などを見直し、総合的な研修体系を検討して、職員の経験年数や職階・職種などに応じて受講できるなど、継続的な育成が行われるよう要望します。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

生活福祉資金貸付に係る相談員並びに財源確保について

【現状】

東日本大震災で被災した世帯に対する特例の貸付事業については、現在、宮城県社会福祉協議会の助成を受け、生活福祉資金相談員3名を配置している。

また、現在の緊急小口資金貸付件数は、1,633件と被災した低所得世帯への生活復興支援資金20件を債権として管理している。

【課題】

特例貸付事業の専門性があることとその償還期間が10年を超えるものもあり、阪神淡路大震災時の貸付は、現在もその事務事業継続をしていることから、東日本大震災による貸付についても長期にわたることが予想される。

宮城県内で最大の被災地である石巻市については、従来の社協事業（介護事業含む）と併せて、震災復興に係る事業も実施していることから、現在の職員体制では、生活福祉資金貸付事業に対応することは不可能な状況にある。

【要望事項】

今後も相談員の配置は不可欠であると考えていることから、十分な職員体制で事業推進ができるよう財政的支援の継続を要望するもの。

【項目】

日常生活自立支援事業における職員の増員並びに処遇改善に係る財源確保について

【現状】

日常生活自立支援事業を実施している石巻市、東松島市、女川町の石巻地域については、平成21年4月より宮城県社会福祉協議会から基幹的社協として石巻市社会福祉協議会が委託され事業を実施している。

現在、嘱託職員の専門員3名で石巻地域を担当しているが、県内でも利用者が多いほか、2市1町と広範囲にわたり、その支援に時間を要することと併せ利用者が増加している。また、直接支援を行なう生活支援員の員数が少ない現状にある。

【課題】

自己決定能力が低下している方が対象者であり、専門的知識が必要であり、職務内容も嘱託の範囲を超えていると思われる。また、震災の影響を含め、今後も対象者も大幅に増加の可能性があるため、生活支援員の増員には、ボランティア精神に頼るしかない事業のあり方が課題である。

【要望事項】

日常生活自立支援事業の基幹的社協として、2市1町の広範囲な行政区域を担当している特殊性と、年々増加する利用者に対応するため、専門員3名の正規職員化と生活支援員の採用の支援、生活支援員の活動交通費の見直しは、今後事業実施のため必要不可欠である。この見直しと財源確保を要望するもの。

宮城県知的障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項目】

1 食事提供体制加算について恒久的な制度として位置付け継続した実施について

【現状】

食事提供体制加算は、平成 27 年度の報酬改定により 42 単位から 30 単位へ減額されました。当会会員の施設(通所施設)で、昼食を提供している事業所ではこの 30 単位を全て人件費にあて、昼食代からこの額を引いた残りを利用者が負担しているということで、減額前より利用者の負担は増えている事業所があるのが実情です。また、事業所では減額になったことで 1 食の給食費の単価を変更し、その中で食材費の単価を下げて対応しようとしたところ委託業者から難しいと言われたため、やむなく値上げしその分は利用者負担になってしまっているという状況です。事業所へ通所している家族の中には生活保護世帯や母子家族など経済的に苦しい世帯などもあることから利用者負担をこれ以上に増やせないという状況にあります。

【課題】

- ・食事提供体制加算が新たな見直し時期に廃止又は単位数が減額されることで、利用者負担が増えることに繋がります。
- ・利用者負担が増えることで、施設の利用抑制(通所日数を減らす)につながるようになります。
- ・バランスの取れた食事をとる機会を失うことで健康管理にも影響してきます。
- ・利用者負担を増額しないで、事業所が自前で提供した場合は、事業所の経営を圧迫することに繋がります。

【要望事項】

食事は生活の基本であり、栄養バランスの取れた食事をとることで健康管理や日常生活の管理にもつながるものであります。施設や事業所では利用者の状況に合わせた食事提供が行われており、それは支援の一つでもあります。また、家族も施設での提供される食事が栄養面や健康面に配慮されていることで、安心して通所させられる事にもなっています。こうしたことから、食事提供体制加算については恒久的な制度として位置付け、継続していただくことをお願いいたします。

【項目】

2 障害児施設における加齢児の移行先確保に向けた対応について

【現状】

児童福祉法の改正により、福祉型障害児入所施設で生活をしている18歳以上の利用者は平成30年3月末までに障害者を対象とする支援サービスに移行しなければならないとされていましたが、この経過措置が平成29年3月の厚生省主幹課長会議で平成33年3月末まで延長されました。

当協会の会員施設の児童施設では平成30年3月1日には、18歳以上の利用者は学卒者と高等部3年を併せると25名となる予定です。施設では、延長された期間内における加齢児についての毎年的人数推移を表にして整理しています。しかし、期間が延長されても彼らの移行先となる入所施設やグループホーム等には空きがないため、スムーズに移行できていない現実やマネジメントすべき関係機関の機能が十分に発揮されているとはいえない現状のなかで、最後まで移行先が決まらない利用者が出てしまうことが予想されます。

そこで施設としては、平成28年度から担当職員を配置し対象者についての情報を整理すると共に保護者への情報提供、行政との連携、先進施設訪問、圏域の児童相談所との連携、市区町村及び相談支援事業所等への訪問などをおこない受入れ協力を依頼している状況です。

【課題】

- ・加齢児がスムーズに移行できないことにより、本来入所により支援が必要な障害児の受入れができないこととなります。
- ・移行先が決まらない事での家族の不安増大や施設に対する不信感につながります。
- ・3年間延長になっても移行先を確保することが困難なため、最終まで移行先が決まらない利用者が出てくることが予想されます。
- ・延長期間における加齢児への移行に向けた生活支援や職業指導等に対応する専門職員の確保が難しい状況にあります。
- ・マネジメントすべき関係機関の連携が不十分で施設の負担だけが増えることとなります。

【要望事項】

福祉型障害児入所施設における加齢児の移行については、経過措置が3年延長されましたが(平成33年3月末)、入所施設において加齢児が移行するための方法として、グループホームによる地域での生活、宮城県船形コロニーへの移行、一般就労、障害者支援施設への入所などが挙げられますが現状では厳しい状況があります。速やかに移行ができるためにも延長された期間内に、本人が望む生活が叶えられ、家族も安心ができるよう取り組みを関係機関が連携して行うことが重要と考えます。そして、施設を退所した後の彼らの地域生活を支えるためには、さらなる関係機関の連携と責任をもって支える仕組みと体制の構築及び移行を支援するため人員配置が可能となる報酬上の評価をお願いします。

【項目】

3 障害者支援施設における重度・高齢化への対応について

【現状】

障害者支援施設における利用者の重度・高齢化は当協会の会員施設でも生活の在り方や支援方法を含めて大きな課題となっています。宮城県リハビリテーション支援センターが行った調査報告書(平成27年4月1日)によると、県内の障害者支援施設23ヶ所(当協会の会員施設数と同じ)の利用者状況では60歳以上が全体の3割を占め、70歳以上については1割をこえています。支援区分については区分5と区分6で6割近くとなっています。報告書では認知症についても調査をしており、医師の診断がある人が10名、施設が判断した人が33名となっています。

また、重度・高齢化に伴う日常生活の課題として食事・排泄・移動に課題を感じているとまとめられています。これら報告書からもわかるように、障害者支援施設における重度・高齢化については、今後も進んでいくことは間違いのない事であり、知的障害者の場合は早期に退行が進み、高齢になるほど、これまでできていたことができなくなったり、病気入院などにより機能低下がおきたり、中には認知症の症状が見られたりということで支援度が高くなるためハード面・ソフト面を含めて、利用者が安心して生活できる環境を整えていくことが必要になります。

【課題】

- ・建物をバリアフリー化するための改修に多額の費用が必要となります。
- ・年齢があがるほどADL面の低下によって起こる支援の問題がでてきます。
- ・予防やリハビリを含め、日常生活において専門的に支援ができる職員の確保が必要になります。
- ・認知症の高齢障害者が多くなってきた場合における夜間の勤務職員の確保が難しい。
- ・夜勤職員を増員して利用者の安心・安全を確保する必要があります。
- ・65歳以上の利用者の介護保険との兼ね合いの問題がでてきます。

【要望事項】

障害支援施設の利用者の重度化・高齢化は今後も進んでいくことが予想されることから、日常生活において機能低下を防ぐことや予防のための取組や施設環境にも配慮が必要になります。ソフト面では、健康管理や病後ケアのための看護師の配置、機能低下の予防のためにリハビリを担う専門職員の配置、ハード面では、利用者が移動や転倒防止のためのバリアフリー化など、利用者が安心して安全に生活が遅れる事が出来るように、施設環境の整備や支援のために(特に夜勤職員の確保)必要な人員配置ができるように更なる報酬単価の引き上げをお願いします。

また、本人の意向や必要性に応じて介護保険サービスと障害福祉サービスの併用ができるようにすることも併せてお願いします。

【項目】**4 事務職員等の配置とそれに伴う報酬上の評価について****【現状】**

法律や制度が変わるたびに、事務処理に必要となる書類の整備や請求に係る事務量が増大し、支援員と事務員が兼務をしている事業所では、職員が事務処理に忙殺されて利用者への支援が充分に行えない状況にある。事業所によっては事務処理を担当する職員を雇用して対応している所もあるが、その人件費については給付費の報酬単価には含まれていないため事業所では事務処理の時間を業務の中に組み入れて処理をしてもらうような工夫などしているが、利用者への支援に時間が多く取られるため設定された時間に事務処理が終了しないため、時間外での処理をすることで時間外手当が多くなり、事業所の経営に影響を与えるようになっている状況があります。

【課題】

- ・ 支援員の事務量増加に伴い時間外勤務の増加による労働加重になる。
- ・ 支援員の事務量が増大することで、利用者支援ができないことで離職につながる。
- ・ 事務量が増えることで利用者支援の時間が減りサービスの低下につながる。
- ・ 事務職員を増やすことで事業所の経営圧迫につながりかねない。

【要望事項】

事務量の増加に伴いその処理にあたる事務職員等については配置基準を明確にして給付費の報酬単価に組み入れるなど報酬上の評価をお願いします。

【項目】

5 高齢重度者に伴う居住支援の一層の整備について

【現状】

グループホームは年々増加していますが、高齢重度の方々が地域で暮し、安心した生活を維持するためには、快適に暮らしてゆくためのバリアフリー化の生活環境の改善が必要です。また、消防法においては、高齢重度に伴い、消防法の基準では、区分4以上が入居しているグループホームは、スプリンクラーの設置義務が生じてきます。一部補助整備費の金額はあるが、多額の自己資金も発生している状況です。

【課題】

- ・グループホームは、消火栓設置と一定の条件のもと、スプリンクラーの設置等が義務化されているが、今後、既存、新しいホームを開設する際、家主に断られることも考えられる事から地域移行が消極的に進む恐れがある状況です。
- ・100 m²以上の床面積の住宅をグループホームとして使用する場合、建築確認申請が必要となりますが、改修工事が必要となるため事業開始を難しくしてしまう状況にあります。
- ・バリアフリー化の一般住宅では、現在の国の特別給付費による家賃補助では生活が厳しい状態です。

【要望事項】

100 m²以上の床面積の住宅をグループホームとして使用する場合、建築確認申請が必要となりますが、改修工事が必要となるため面積条件に関する規制緩和や地域で安心・安全に生活を営むためにも入居者の所得の保障が必要です。現在の国の特別給付費による家賃補助に加え、宮城県、仙台市の独自の家賃補助制度やグループホームを新設、改修工事を実施するためには多額の費用が発生しますので、それに対する補助金制度の更なる拡充をお願いします。

公益財団法人宮城県母子福祉連合会から
宮城県への要望

【項目】

奨学金の返済金額に係る所得税控除（所得控除又は税額控除）について

【現状】

貸与型奨学金の返還については、日本学生支援機構の例で見ると、2016年度末で約410万人になっています。このうち3カ月未満の延滞者を含む延滞者は返済者の約8.2%ほどになっており、滞納者実数が年々増加している状況があります。

【課題】

奨学金の貸与者自体が年々増加しており、無利子奨学金の貸与人数は2016年度で約48万人、有利子奨学金は約84万人となっていますが貸与者の増加に伴い、滞納者も増加しています。

【要望事項】

給付型奨学金の拡充はもちろん必要ですが、現在返還中の方（特にひとり親家庭の子弟）にとっては返済を続けることが結構な負担となっています。そこで、返済額が所得控除の対象になれば所得税の減税になり、さらに住民税の減税にもなると毎月の奨学金返済に係る経済的、精神的な負担が相当軽減されることとなります。

このため、奨学金返済額を所得控除に、できれば税額控除にさせていただくよう国へ働きかけていただきたいと県へ要望するものです。この問題は全国的な問題であり、また国税に関することですので継続して要望を行っていただければ幸いです。

【項目】

県の施設における自動販売機の設置について

【現状】

母子・父子寡婦団体においては公共施設における自動販売機設置による収益は活動の財源となっておりますが現在県の施設（県本庁、地方機関、県立学校）においては設置されておらず、また新規に設置していただくのも困難な状況になっています。

【課題】

当連合会は公益財団のため収益事業を行うことができず、また公益認定を受ける際にも自動販売機の設置のみ認めていただいた経緯があり、県の施設には設置できないでいる状況となっています。

【要望事項】

県の施設においては自動販売機が多数設置されていますが、一般競争入札となっているため、当連合会が業者として入札に参加することが出来ない状況があります。このため、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づいて自動販売機の設置更新の際は優先して母子・父子寡婦福祉団体へ発注していただくよう特段のご配慮をお願いするものです。

一般社団法人宮城県子ども会育成連合会から
宮城県への要望

【項目】

継続的な活動資金の助成をお願いしたい

【現状】

震災以降、会員数が激減し、一般社団法人の運営が厳しい状況にあります。子どもたちを取り巻く社会情勢が厳しさを増す中、いじめや不登校、虐待等々の他、子どもが犠牲になる事件、事案も増加の一途を辿っております。

そのような時代だからこそ、地域で活動する「子ども会活動」の重要性が今、見直されつつあるにも関わらず、保護者の方々の理解が得られないという現状があります。

【課題】

- 会費のみで運営しているため、会員の減少は運営への大きな打撃となっている。
(会員の増強)
- おとな主導の子ども会活動ではなく、「子どもの手による子ども会」を広く浸透させていかなければならない。
- 将来に繋がる育成者の指導や、ジュニアリーダー、シニアリーダーの育成にも力を入れていかねばならない。

【要望事項】

「子ども会活動」を活性化することにより、家庭や学校だけではできない青少年の健全育成並びに地域に貢献できる人作りをして参りたいと考えております。そのためには様々な事業を展開していかなばなりません。

少しでも県内の子どもたちのためにお力添えを頂きたく、お願い申し上げます。

公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項目】

災害時要援護者避難支援プランについて

【現状】

視覚障害者への災害避難や防災については、地域において平常時に要援護者情報を収集し、災害非常時に活用することが不可欠です。しかし、視覚障害者の地域居住者人数が少人数であることから、そのニーズの把握が困難なのが実態です。

【課題】

各市町村に対し、災害時要援護者避難支援プラン（全体・個別）が速やかに策定され、その内容が地域の町内会等で決められる災害避難計画へ反映され、防災に関する社会システムとして構築されなければ、その障害特性から避難を要する状況を目視により確認することが難しく、避難の方法・方向（場所）を判断することは困難です。要援護者情報を自治体・当事者で共有することにより、より迅速で効率的な避難を行うことができると考えます。

【要望事項】

平常時から要支援者である視覚障害者の情報収集を進め、収集された情報を生かして災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定し、災害非常時の実施、及び関連機関への啓発指導や連携が促進されるよう宮城県から各市町村に対し、助言、指導して頂くよう要望します。

また、避難・防災訓練に際しては、要支援者が進んで参加できるような計画策定や広報が行われるよう併せて助言、指導して頂くよう要望します。

【項目】

復興における都市整備，外出支援について

【現状】

震災から6年が経過し，復興が進んできています。復興が進むということは，以前の町並みが変わるということでもあり，視覚障害者（特に高齢者）にとって，新たなメンタルマップを描き単独歩行を行うことは非常に難しいものがあります。被災したことにより転居を余儀なくされた者もいます。

このようなことにより，一人で外出することは困難になり，外出を控える視覚障害者が増えています。また，転居を余儀なくされた視覚障害者は，慣れない土地での移動には更なる不安を覚え，さらに外出を控える傾向にあります。そして，視覚障害者の外出支援においては欠かすことのできないガイドヘルパーは被災によって他の市町村に転居する者も多く外出に関する支援環境も劣化の一途をたどっています。

【課題】

現状で述べたように，移動支援に関する環境の変化は，視覚障害者の移動を制限しているほかに，視覚障害者自身にストレスを与え，視覚障害者の心と体の健康に悪影響を及ぼしています。

復興における都市整備，及び視覚障害者の外出支援は人にやさしい街づくりの観点と全国のモデル的視점에立った上で，視覚障害者に配慮した環境整備が必要です。

【要望事項】

特に被災地域の音声信号機や点字ブロック敷設などの都市整備について，視覚障害者が移動しやすいよう実情に合わせた環境整備を行って頂くよう要望します。

また，ガイドヘルパー等の同行援護従業者が不足している地域があり，移動支援の地域間格差も生じていることから，ガイドヘルパー研修の周知や充実を図り，同行援護従業者の質の向上や人材確保など必要な施策の実施を要望します。

【項目】

福祉有償運送制度における外出支援について

【現状】

私たち視覚障害者は、移動困難者であり、外出困難者でもあります。市町村合併による行政区の広域化が図られたにも関わらず、過疎地・中山間地における路線バスの廃止、震災によるJRの代替輸送など外出環境が悪化しています。現状の交通環境を補うためには、同行支援・移動支援等の福祉サービスと福祉有償運送の複合的活用が私たちの外出支援には不可欠な現状です。

【課題】

視覚障害者は移動困難者です。

たとえば、所用や通院等のため目的地が自宅から遠方にある場合、バスやJR等の公共交通機関を利用するの往復移動にほとんどの時間を割かれることが多々あります。特に地方・過疎地域においてはその傾向が顕著です。利用時間数が限られた福祉制度を利用しての日常生活において、視覚障害当事者はより効率的な時間の利用を選択することが求められています。

そこで、検討されるのが福祉有償運送制度の利用です。しかし、この制度は、登録・更新制であり、その制度を業務に導入している事業者等はほとんどないのが課題となっています。

【要望事項】

視覚障害者の社会的自立や社会参加促進の福祉支援の観点から、宮城県におかれましては、福祉支援モデル事業や震災復興特別区域法の活用による障害者送迎サービスの事業普及について推進して頂きますよう要望します。また国に対しては福祉有償運送制度として福祉関係事業者が障害者等の送迎サービスを容易に申請登録出来るよう制度改善向け取組んで頂きますよう要望します。

宮城県精神障がい者家族連合会から
宮城県への要望

【項目】

地域で安心して生活するための環境の整備について

【現状】

近年、障害者が生活するグループホームの建設整備が進められていますが、精神障害者が入居生活できるグループホームの整備は遅々として進んでいません。特に地方において不足しています。

【課題】

グループホームの整備については、国が対象経費の2分の1、県が4分の1の負担で補助金を交付していますが、精神障がい者への偏見、心の病気の理解不足から精神障がい者を敬遠する社会福祉法人や事業者、また整備に地域社会の理解が得られない状況が見られています。

【要望事項】

少子高齢化が進む中、精神障がい者で長期入院している方の退院後の生活場所や親の高齢化、親亡き後に在宅での生活が困難となった当事者が地域で生活する住まいとして、精神障がい者が入居できるグループホームが整備・増設されるよう社会福祉法人等へ理解促進を図っていただくよう要望します。

社会福祉法人春圃会から
宮城県への要望

【項目】

地域包括支援センターを、地域包括ケア推進の核となるよう県・市町村を指導してください

【現状】

地域包括ケアシステムの推進について、具体的な取組みが見えず、地域包括ケア会議においては、ケアマネの困難事例検討会の場となり、地域づくりについての検討がなされていないように感じます。

地域包括ケアの推進は、地域包括支援センターの最も重要かつ優先されるべき業務だと思いますが、そうした取組みは行われておりません。市町村が地域包括ケアの推進に確固とした考えがなく、安易に委託しているからだと思います。

【課題】

地域包括ケアの推進は先ずは人材を育成し、次に地域に適した仕組みづくりをすることだと思います。県・市町村が一体となり、地域包括支援センターへの指導が必須と思われれます。

【要望事項】

地域包括支援センターがやらないなら、人づくりや地域づくりに経験豊富な職員のいる公民館に委ね、そのために必要な費用は介護保険財源を充てる等柔軟な考えのもとご検討願います。

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会から
宮城県への要望

【項目】

- 1 聴覚障害者の情報保障の情報アクセス拡大を求めます。
- 2 盲ろう介助通訳の制限を廃止をお願いします。

【現状】

2点とも聴覚障害者にとって重要な案件であり、本会事務所で会員から意見が出されました。

- 1 聴覚障害者の情報アクセスとは、いつ・どこでも・繋がり合うことを前提にし、手話通訳等の情報保障を充実して頂きたい。

現在、110番、119番のコールを手話通訳者をすぐ対応できないことが多く課題になっています。(24時間体制ではないため)

- 2 盲ろうが介助を使える制限があり、制限を撤廃をして欲しい。

【課題】

法律の壁もあるが、全国から見ると周囲が支援するより自立した生活が重要であり、現在のところ周囲の援助に頼らなくちゃならない現状があります。(本人の気持ちとは別に家族との同伴が多い)

【要望事項】

盲ろう者通訳・介助員派遣事業から

<時間>

年間利用時間は240時間です。(4月～3月まで)

実際は年間利用時間を超えることがあり、盲ろう当事者からも制限の撤廃を求めています。

他県では利用時間の制限はないと伺っており、同じ条件で自由に派遣出来るよう求めます。

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項目】

地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会への支援について

【現状】

我が国は、少子高齢化の進展と人口減少社会を迎えている中、地域では、複雑で多様な課題を抱える人々が増加しており、社会保障制度の維持と、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくることが求められています。

このような状況を踏まえ、市町村を中心に官民一体となり、地域包括ケア体制の整備に向けた取組を推進するとともに、地域住民、高齢者、障害者等、全ての方々が「我が事」として参画し、「丸ごと」つながって、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。また、改正社会福祉法や「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）」において、身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援すること等が示されていますが、その体制づくりを円滑に進めるためには、市町村社協が関係機関と連携しながら、総合的な相談対応の強化や、包括的な支援体制の構築に積極的に関わっていくことが必要となっています。

【課題】

地域共生社会「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進を図るため、「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」がモデル事業化されましたが、県内では2市町村のみの実施（予定含む。）に留まっています。また、現在は、国庫補助金（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）を充当していますが、裁量的経費であり、将来にわたって財源が保障されるとは限らない状況です。

さらに、市町村社協においては、組織規模や実施事業等が異なるとともに、地域福祉関連の運営費の多くを市町村補助金等に依存している現状もあり、組織体制及び財政基盤の強化という共通の課題を抱えています。これらの課題を踏まえると、社会福祉協議会自体も明確なビジョンを持った地域福祉活動の実践や、組織内外における連携強化等の努力も必要となっていますが、行政との関係性や支援の在り方も大きく影響されます。

【要望事項】

これらの現状・課題を踏まえて、地域福祉活動の実践の強化、地域共生社会の理念実現に向けた取組を強化できるよう、地域づくりを担える人材の配置や安定的な財源確保に向け、市町村における包括的支援体制の整備が着実に推進されるよう県としても体制の充実を図り、安定的な財源確保に向けた国への要望も含め、県が主体となって積極的に支援策を講じるようお願いいたします。

【項目】

市町村地域福祉計画の策定促進等について

【現状】

改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、計画策定が努力義務化されました。また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日局長通知）」では、生活困窮・権利擁護・虐待等の課題対応や、制度の挟間の問題・相談窓口等、身近な地域で各分野が共通に取り組むべき事項が示されています。

さらに、市町村における包括的な支援体制の構築も努力義務化され、地域生活課題を解決するための体制整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら、計画的に取組を進める必要があります。

本会としても、平成30年3月、「宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画」を策定し、「市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定促進に向け、ガイドライン作成や策定委員の派遣等、各種取組を進めていますが、より実効性あるものにするためには、行政と社協のパートナーシップが重要と考えており、県との連携・協働による市町村・市町村社協向け会議・研修等の実施も計画しています。

【課題】

市町村地域福祉計画について、県内の策定率は54.2%（平成30年7月現在）であり、他都道府県と比較して低い状況となっています。また、市町村における包括的な支援体制や、地域福祉を推進するための具体的な取組については、市町村ごとの方向性が明確となっておらず、計画化されていない状況もあります。

なお、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日局長通知）」では、地域福祉計画に盛り込むべき事項に「全庁的な体制整備」も示され、地域福祉計画の策定に当たっては、行政内の連携体制を促進する視点も示されています。

【要望事項】

地域共生社会を見据えた地域福祉活動が計画的に進められるよう、全庁的な議論を基本とし、「市町村地域福祉計画」と「市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画」の一体的策定や連携等が図れるよう、市町村に対して助言願います。

さらに、地域福祉推進に関連する会議・研修の企画・実施に当たっては取組の中核を担う市町村社協の参加のもと一体的な取り組みが推進されるよう市町村に対し必要な助言を行っていただきながら、市町村地域福祉計画の策定が促進されるよう指導、支援をお願いします。

【項目】

福祉・介護人材の確保について

【現状】

厚生労働省発表の2025年に向けた介護人材に係る需給推計によれば、需要見込み255万人に対して供給見込215.2万人と見込まれており、需給ギャップが39.8万人と示されています。また、都道府県別の充足率（見込）では、本県は69%と公表されており、これは全国平均の85.1%を大きく下回り全国最下位となっています。

公益財団法人介護労働安定センター発表の「平成28年度介護労働実態調査」によれば、従事者の過不足状況では「不足感」は62.6%で、理由としては「採用が困難である」が73.1%となっています。この原因としては、「賃金が低い」57.3%、「仕事がきつい」49.6%が挙げられています。採用率については19.4%となっており、平成25年度以降毎年減少している状況で、一方で離職率は16.7%となっており、ここ数年横ばいの状況です。また、離職者の約7割が3年未満の職員という状況です。

日本介護福祉士養成施設協会の公表によれば、平成29年度の養成校への入学者が7,258人（前年比494人減）定員充足率45.7%となっており、福祉系の学校に進学を希望する方々が少なくなっており、慢性的な人材不足に拍車がかかっている現状です。

【課題】

上記現状からも推察出来るように、2025年に向けての人材不足ではなく、現状の課題としてこの人材不足は、サービスの質の低下を招くだけでなく、事業を実施している法人等に対しても多大なる影響を及ぼすものと思われれます。

業種別に見た離職率においても、他の業種と比べて高い値となっていることから、人材確保のための定着支援や離職防止に対する取組が急務です。

【要望事項】

これらの現状・課題を踏まえて、今後の福祉情勢を見据えた計画的な人材確保施策を国に強く要望するとともに、県としても具体策を講じるよう下記のとおり要望します。

- (1) 福祉介護人材定着のため、他の業種並みの給与水準が確保されるよう、介護報酬や障害者自立支援給付費等の全体的な引上げをお願いします。
- (2) 福祉・介護職員の資質の向上及び有資格者を増やすための県独自の研修助成金制度の創設をお願いします。
- (3) 将来に向けて福祉人材確保を図っていくため、小中学生を対象としたイメージアップを含めた、啓発活動の拡充をお願いします。
- (4) 経済的な理由で、福祉への進路を諦めることがないように、借入基準を緩和した県独自の「奨学金制度」の創設をお願いします。

【項目】

大規模災害時における社会福祉協議会活動（ボランティア活動支援）に対する財政支援について

【現状】

近年、記録的な集中豪雨等による大規模災害が頻発し、多くの方々が被災され、長期にわたる避難所生活、仮設住宅での不自由な生活が余儀なくされています。

それに伴い被災者の生活再建のため、被災地域のみならず全国から多くのボランティアが駆けつけ被災者支援に従事することが一般的な取組となっています。今年7月に発生した西日本豪雨災害でも発災後からこれまでに20万人を超えるボランティアが支援に従事しています。

西日本豪雨災害に限らず、大規模災害時には、多くのボランティアの力を活かして被災者支援を行うため、被災地域の社協は市町村行政等と協働で災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）を設置しボランティア活動の調整等を行ってきました。また、災害規模が大きくなるに従い、災害VC設置が長期におよび、その運営については、当該社協だけでは困難な事から、全国の都道府県社協や市町村社協からの職員派遣に依ることとなります。

被災地域の都道府県社協においても当該市町村社協災害VCの運営支援をはじめ運営支援者派遣要請に向けた域内調整などの対応を行っており、今回の西日本豪雨災害に当たっても、その要請に基づき、本県から仙台市社協、石巻市社協など11社協及び宮城県社協から述べ37人（8月末現在）の職員を派遣しております。

【課題】

災害VC運営支援に従事する職員の派遣費用等については、これまで災害救助法による支弁が叶わず、また、明確な財政支援制度が存在していないため、関係団体の独自財源により対応せざるを得ない状況がありました。今回、実施している運営支援に関しても社協職員派遣費用は派遣元の社協が負担することとしていますが、財政基盤の脆弱な社協では派遣費用の捻出に苦慮するなど、円滑な支援が困難となる可能性があります。

【要望事項】

このような状況を踏まえ、今後も発生するであろう大規模災害時の社協による被災者へのボランティア活動支援を円滑に実施するため、社協職員派遣に係る旅費・交通費及び派遣期間中の傷害保険料等経費について、災害救助法等の災害関連法に基づく財政支援、又は制度創設による財政支援が行われるよう関係法令の整備について国に要望するようお願いします。

【項目】

「救護施設等に入所中の者が入院した場合の保護施設事務費の取扱いについて」
の運用見直しについて

【現状】

保護施設事務費については、3か月以内の入院に限り支出して差し支えないと定められていますが、症状の重度化や高齢等により、3か月を超えて入院するケースが増えています。

本会が運営する太白荘に限っては、4人の利用者が対象となっており、平成30年6月以降、人件費を含む施設事務費が停止されることとなりました。

しかし、所轄福祉事務所からは、救護施設のセーフティネット機能の発揮により在籍は留めるよう申し入れがあり、また病院においては、退院先が明確でない場合には入院を受けないとの意向もあり、3か月を超えて入院した場合も太白荘在籍を継続し対応しています。

太白荘では、身寄りのない方々のため、入院時の状況伺い、ケア会議、着替えや洗濯の受取り、行政や家族への報告など、当事者に関わる支援業務は継続して職員の業務に組み込み提供しています。

【課題】

救護施設の入所者全般に症状の重度化、高齢化が進み、長期入院者の更なる増加が見込まれますが、人件費となる保護施設事務費が停止されたままで、職員の業務に組み込み支援することによって施設の運営に大きな支障がでており、このような状況が今後さらに拡大することが想定されます。

【要望事項】

障害者支援施設や高齢者施設等の契約による施設であれば、3か月の入院をもって契約終了とすることが可能ですが、保護施設はセーフティネットの役割が大きく、入院が3か月を超えた場合すぐに退所させるという取扱いは適切でないと考えます。

したがって長期入院者を在籍させ、入院中の支援を継続している場合については、保護施設事務費を継続して支出できるよう、取扱いの見直し、又は救済等の方策について、国へ働き掛けをお願いします。

【項目】

保護施設事務費支弁額算定に関わる基準の見直しについて

【現状】

近年、福祉事務所による無料・低額宿泊所への紹介や高齢者の利用相談の増加などにより、救護施設よりも高齢者施設での生活が望ましい利用者も多く、本入所へ至らず、一時入所での受け入れ中に高齢者施設への入所へ至るケースもあり救護施設の利用率が少しずつ低下している実態があります。

救護施設においては、一般事務費の他に指導員加算、看護師加算等各種加算による収入が全体の約3割程度を占めており、施設運営には各種加算の算定が不可欠なものとなっています。

しかし、現状の制度では「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」の通知に基づき、当該年度の4月1日時点の利用率が50%～90%未満だと一部の加算は認められず、4月2日以降年度途中で90%を上回っても再認定はしないという規定になっています。

【課題】

救護施設の性質として利用者の入退所については福祉事務所等の裁量による影響が大きいことに加え、近年は利用者の高齢化、精神障害や知的障害、身体障害が重複している方の増加により、突発的な入院や死亡、高齢者施設への施設替え等が生じる場合もあり、利用率の変動は大きく、安定した利用者の確保は困難な状況となっています。

また、単年度単位で加算の算定可否が判断されることにより、財源の見通しが不透明であることから職員の確保についても支障が出ている状況です。

【要望事項】

加算の算定に当たって、現行の当該年度4月1日時点の利用率が50%～90%未満の場合は一部の加算が算定不可となる規定を見直し、年度途中あっても利用者が規定された割合まで充足された場合については、年度内での再認定を容認する、もしくは在籍利用者の割合の算定基準について前年度平均の利用率に基づいて算定するなどの見直し措置を講じるよう国へ働き掛けをお願いします。

【項目】

県内福祉施設及び在宅事業所の喀たん吸引等制度について

【現状】

A L S（筋萎縮性側索硬化症）をはじめとする難病患者や高齢者等の患者にとっては「たんの吸引」はいのちをつなぐために欠かせない処置であり、自宅で療養される患者さんの家族にとっては大変な負担があり介護離職につながるという現実があります。

また、高齢者や障害児者が自立した生活を送るために必要な処置であることはもちろんですが、高齢・重度化が進み、病院以外の入所（生活）施設や自宅でこうした処置を日常的に必要なとする方々も増える時代になってきています。

「たんの吸引」や「経管栄養」は、本来は医療行為として医師や看護師、その指導を受けた家族などが行ってきました。しかし、看護人材の不足や家族の負担に配慮し、平成24年4月から新たな制度のもと、介護を行う介護職員やヘルパーも所定の研修を受ければ一定の範囲で医療行為ができるようになりました。

この新たな制度は、「喀痰吸引等制度」と呼ばれていますが、現状は福祉施設や在宅での支援職員や福祉系学校等における医療的ケアの教育関係を卒業した介護福祉士には、たんの吸引等の実践は実質的に進んでいない現状があり、県内の体制の改善に取り組む必要があると考えます。

【課題】

民間の研修機関は複数登録されています。しかし、介護職員等にとって研修が長期間であり費用がかかるなど受講しづらいことがあり、特に「実地研修」において、以下のような課題があると考えます。

- 1 実地研修の指導及び評価を行う指導看護師を各事業所等で確保できていないこと。
- 2 利用者のかかりつけ医師等から、利用者に対する実地研修における書面による指示書等指示が必要なこと。
- 3 事業所において対象者の同意が難しいことや対象者の体調不良、亡くなる場合もあり対象者の確保が難しいこと。
- 4 民間研修機関では実地研修先を自分で探すことが条件となるため、自事業所以外の実地研修の受入れ事業所が見つからないこと。
- 5 介護福祉士の実地研修を登録喀痰吸引等事業者に義務付けたものの、事業者はハードルが高いため登録特定行為事業者だけの登録であり、介護福祉士の実地研修は実施されていないこと。

【要望事項】

- 1 実地研修先の確保等を促進するため宮城県として以下の具体策を講じていただくとともに、該当する事項について国へ要望をお願いします。
(1) 実習先として受け入れる入所（生活）施設・在宅の事業所や医療機関に県が

協力金（補助金）を支給する。

- (2) 実地研修を必要とする入所（生活）施設や在宅の事業所が受け入れる事業所等の実地研修先一覧を県が照会又は募集して公開する。
- (3) 医師や看護師に対して指導者研修を実施し、実地研修先及び民間研修機関を含め研修指導者を確保する。なお、小規模事業等の現状から准看護師を指導者講習の対象に含めるよう国へ要望をお願いします。

2 その他

登録喀痰吸引等事業者登録について、登録特定行為事業者が登録しやすい手続き等の改正及び認定特定行為従事者の配置を加算対象とし、また教育関係を卒業した介護福祉士は在学中に実地研修を終了することができるようカリキュラムの変更するよう国に要望をお願いします。

